

東会からのお知らせ NO.241

○会長より

1. 無断駐車車両の対応について

1階玄関前の道路に駐車禁止のポールが設置されました。
今後も東会・南会・JKKでルールや対処法を決定し共有いたします。

対処法について

①まず自治会内で無駄印駐車に関する定義付けを行い、その内容を東会・南会両自治会の会則に加ええます。会則に加えるかどうかは、総会時に議案として提出して最終決定いたします。内容については、団地の状況、法律に適合したものとします。

会則案

団地内では指定有料駐車場以外の道路、通路、空き地に駐車することはできない。工事業者などの来訪者がやむを得ずに駐車する際には、緊急車両や歩行者の邪魔にならない場所に駐車すること。またその駐車車両には外から見えやすい位置(ダッシュボードなど)に自治会よる配布されている駐車券や訪問先のまたその駐車車両には外から見えやすい位置(ダッシュボードなど)に自治会よる配布されている駐車券や訪問先の部屋番号や電話番号が明記されているものを掲示すること。ただし、次のような長時間の駐車はいかなる場合も認められず、違反した場合は車両保管法違反にあたり警察の取り締まり対象となるので注意すること。

- 1.道路上の同一の場所に引き続き12時間以上駐車
もしくは
- 2.夜間に道路上の同一の場所に引き続き8時間以上駐車

②JKK名義による団地内は駐車禁止である旨の案内を掲示してもらいます。

③上記の会則に違反している駐車車両があった場合は、該当車両の写真撮影をします。正面、背面、駐車状況全体が分かる3枚を撮影します。違反車両が継続して駐車されている場合、車両ナンバー、時間、場所の文字記録のみで撮影は不要。これを5月～7月まで2か月間行う。

④2か月後に違法駐車車両が減らなければ、記録したものをJKKへ提出し、JKKから警察へ連絡。

注意事項:トラブルの原因となるので、直接警察への通報は避けてください。やむを得ない場合は、JKKの緊急対応窓口ご連絡し、JKKより通報してもらうようにしてください。

・各家庭の事情により仕方なく駐車しているケースもあるかと思えます。コロナの影響により、そのようなケースが増える可能性もあります。生活問題の解決を手助けをしている団体である「西東京生活サポート相談窓口」のチラシを掲示しておきます。

2. 共用部草刈り・剪定について

4月の総会にて可決し、東京都に共用用部の草刈り・剪定を委託します。
南会の6月の臨時総会にて議決されたので、手続きに入ります。
2022年度に申込、2023年度より実施となります。

2022年度に申し込む際に、自治会の会則提出が必要となります。
また、その会則の中には「総会の成立要件」「議決の成立要件」の項目が必要となります。
今後のことも考慮して、次の項目を会則に追加する議案を総会にて決定いたします。

総会・議決についての追加項目

総会の成立要件: 住民の過半数が総会に参加、かつ参加者過半数の承認を得ること。

議案について: 議案は普通議案と特別議案に分かれる。役員的人事、予算案などは普通議案、会則の改訂や新たな施策の実施についての議案は特別議案とする。

議会の成立要件: 普通議決は総会参加者の過半数、特別議決は2/3以上とする。

3. 共用部にある「寒椿」「すもも」について

昨年度、上記樹木に毛虫が発生し、JKKに伐採や植え替えの要望書を提出する予定です。要望書提出には周知が必要となります為、会員皆様ご承知おき下さいますようお願い致します。

4. 共用物置、防犯カメラ設置について

総会にて可決し、東京都に申請しておりましたが、全て許可が下りました。(7月～8月設置)
※防犯カメラの録画映像は、住民のプライバシーに配慮し、犯罪防止・解決を目的とする以外では使用しない旨の誓約書を提出しています。

まずは防犯カメラは共用物置とごみ置場への設置となります。目的は次のようになります。

共用物置: 破損、落書き、盗難といった犯罪防止のため
ごみ置場: 住民以外による不法投棄、放火といった犯罪防止のため

レコーダーは新たに設置する物置の中にモニターと合わせて設置します。
将来的には南会でのセキュリティとしても使用できればと思っております。

自転車置場、エントランスなどに増設も可能ですので、必要に応じて議案として提出も考えています。

自転車置場: 盗難、器物破損などの犯罪防止、住民以外の人間による駐輪抑止のため
エントランス: 外部不審者によるゴミ捨て、詐欺・悪質訪問販売、器物破損などの犯罪防止

5. 配水管清掃について

昨年度と同じ業者の「FJサービス」にて10月2日(土) 3日(日)の2日間にて実施いたします。
時期が近付きましたら告知のチラシが配布されます。

以前にお願いしていた会社に比較すると、作業が雑であると住民から指摘を受けております。
責任者を通じて、洗浄をしっかりとってもらうようお願いいたします。
是正されなかった場合は、以前の会社へ依頼を戻すことも考えております。
ただし金額の面で、現在お願いしているFJサービスの方がメリットが大きい。

6. 防災活動について

10月に消防署の方を講師として招き、防災講座を行う予定です。(予算は西東京市助成金)
詳細は追って告知いたします。

7. 共用灯について

共用灯がLEDに変更されました。エレベーターホールのスイッチは時間式に交換しています
各階節電の為にエレベーターホールの設定を自動でお願いします。自動にすると以下の設定になります。
・人がスイッチの3m以内に入ると自動で点灯する。
・人がスイッチの3m以内にいないければ、30秒後に自動で消灯する。
・昼間の明るい時は、人が近付いても点灯しない。

南会側も臨時総会にて共用灯はLED化することが決定し、3号棟全体で省エネを実現いたします。

8. 花壇の草刈り・剪定について

花壇の雑草が伸び始めてきております。昨年度同様に今年度も8月前後に除去します。
※外部委託につきましては総会にて承認済み(本年度予算に組み込まれております)

9. 南会との自治会統合について

業務の重複、東会・西会共に会員の高齢化等の事由により、将来的には統合に向けた動きになっていくと思われれます。メリット・デメリットを精査し検討いたします。

10. 共用廊下への自転車保管、ペット飼育でのトラブルについて

自転車をエレベーターに乗せて運搬時にトラブルが発生しております。
自転車をエレベーターに乗せる場合は周囲の方への配慮をお願いいたします。
又、ペット飼育によるトラブルも発生しております。
動物が嫌いな方もいらっしゃいますので、共用部ではペットを抱く等、配慮をお願いします。
自治会といたしましては、どちらのトラブルもJKK規約に違反しておりますので、今後は西東京市生活課などを通じて、今後の対応策を考えています。

11. 会計用キャッシュカード作成について

清掃業務等の外部委託による銀行振込処理が増えています。会計担当役員の業務軽減の為、キャッシュカードを作成いたしました。会長が代わり名義変更をしてもカードは継続使用できます。

12. 駐輪場横のスペースに置いてある資材について

駐輪場横にホースやブラシ、カゴ等が置いたままになっております。
盗難される可能性もありますので、住民の方が持ち主であれば移動をお願いします。
7月中に移動されない場合は自治会で倉庫に移動し本年度中は保管いたします。

13. ごみの出し方について

プラスチック容器包装類に、食べ残しやタレが付着している物は洗浄してのごみ出しをお願いいたします。
汚れたままですと、アリなどの虫が湧いてきたり、プラごみとして回収されない可能性があります。
ビンや缶、アルミ缶も虫がわからないように、極力洗浄してのごみ出しをお願いいたします。

14. その他

- ①エレベーターホールの掲示板は東会自治会が管理しておりますが、最近役員会のお知らせや掃除当番表等が貼っても剥がされています。勝手に掲示板物を剥がす行為は禁止です。
- ②エレベーターの隙間からチラシやタバコの吸い殻を捨てる事案が発生しております。大事故に繋がる恐れがある為、絶対にやらないで下さい。
上記事案に対し防犯カメラの活用等、対応策を検討中です。

会報紙面の都合上、違法駐車への対処法などの詳細説明は省いております。
詳しくは東会自治会ホームページでご確認頂けます(URLが変更となりました)。
新URL: yagisawa6.org
もしくは「柳沢6丁目アパート3号棟東自治会」で検索願います。

【 集団回収実績 】

	紙		アルミ缶		合計
4月分	1,050kg	7,350円	44kg	880円	8230円
5月分	980kg	6,860円	36kg	720円	7580円
6月分	840kg	5,880円	36kg	720円	6600円

【 入居・退去のお知らせ 】

【 計報 】

次回役員会のお知らせ

9月4日(土) 19時から集会所にて

※ 今後のコロナウイルス感染拡大状況により、日時変更となる可能性があります。